

処 分 基 準

平成18年11月13日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第75条第2項
処 分 の 概 要： 自動車の使用制限命令
原権者（委任先）： 青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第75条第1項（自動車の使用者の義務等） 道路交通法施行令第26条の6（自動車の使用の制限の基準）
処 分 基 準： 別添のとおりである。
問 い 合 わ せ 先： 警察本部交通部交通指導課指導取締係 017-723-4211
備 考：